

新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第4号

新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則（平成19年新潟市人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表機関（区役所の機関を除く。）の部明生園の項中「園長」を「園長及び副園長」に改め、同部新潟駅周辺整備事務所の項中「所長、次長及び次長補佐」を「所長及び所長補佐」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。